

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月21日

阿久根市長 西平良将

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
○ 波留地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月21日
- 3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人：10 経営体
法人：
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが、十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域担い手への農地集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。
また、事業実施以外の農地においても、個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向である。集落営農組織の設立に向けて地域と連携して協議を重ねていきたい考えである。
- 6 地域農業の将来のあり方
これからの話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとって利益があるような施策を活用し、農地を守っていく。